

# 半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置 (不均一課税) について

次の要件に該当する場合は、課税の特例措置（不均一課税）が受けられます。

## 1.半島振興対策実施地域 館山市内全域

- 2.要件
- 1) 対象事業の種類：製造業・情報サービス業・農林水産物等販売事業  
旅館業（下宿営業を除く）
  - 2) 特別償却設備の取得価額の合計額：500 万円以上  
※ 法人は資本金が 1000 万円超 5000 万円以下の場合は 1000 万円以上  
5000 万円超の場合は 2000 万円以上
  - 3) 申告区分：青色申告

- 3.対象となる資産 館山市内に新設または増設した次の資産  
(租税特別措置法第 12 条第 3 項の表の第 1 号又は第 45 条第 2 項の表の  
第 1 号の規定を受ける設備及びその敷地である土地)
- 1) 家屋：直接対象事業の用に供する部分
  - 2) 償却資産：直接対象事業の用に供する機械および装置
  - 3) 土地：取得後 1 年以内に当該家屋の建設に着手した敷地で、当該家屋の  
垂直投影部分に係る面積に相当する部分

## 4.不均一課税をする期間

当該固定資産を新たに課することとなった年度以後 3 年度以内  
(平成 37 年 3 月 31 日まで)

## 5.不均一課税の税率

初年度	100 分の 0.14
第 2 年度	100 分の 0.35
第 3 年度	100 分の 0.70

## 6.申請について

半島振興法による不均一課税の適用を受けようとする者は、申請書を毎年 3 月 15 日までに市長に提出しなければならない。